

○鶴田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成16年3月22日鶴田町規則第6号

改正

平成16年7月29日規則第11号  
平成17年2月10日規則第2号  
平成17年11月22日規則第20号  
令和元年9月24日規則第3号

鶴田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、鶴田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鶴田町条例第2号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、鶴田町公の施設の指定管理者の指定手続等について必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の募集）

第2条 町長は、公の施設について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする施設及び期間並びに申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、町長が定める法人その他の団体を指定管理者の候補者としてすることができる。

- (1) 条例第2条に規定する指定管理者の指定の申請がなかったとき、又は条例第3条に規定する指定管理者の候補者の選定に当たり指定管理者の候補者として適当と認める法人その他の団体がなかったとき。
- (2) 指定管理者が条例第6条の規定により指定管理者の指定を取り消されたとき。
- (3) その他町長が当該公の施設の適正な管理を確保するため特に必要と認めるとき。

（指定管理者の指定の申請）

第3条 条例第2条に規定する申請書は、指定管理者の指定に係る申請書（別記様式）とする。

2 条例第2条第1号に規定する事業計画書は、次の各号に掲げる内容を備えていなければならない。

- (1) 当該公の施設の管理をすべき期間に係る会計年度ごとの収支予算書
- (2) 当該公の施設を効果的に運用するための具体的管理運営計画
- (3) その他当該公の施設の設置目的に応じて、町長が必要と認める事項

3 条例第2条第2号に規定する町長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法人にあっては定款又は寄付行為、その他の団体にあっては定款又は寄付行為に準ずる書面
- (2) 法人にあっては登記事項証明書、その他の団体にあっては登記事項証明書に準ずる書面
- (3) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (4) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類

(5) 法人にあっては役員、その他の団体にあっては団体を代表する者が、次のいずれにも該当しないものであることを宣誓する書面

ア 破産手続開始の決定を受け復権を得ていない者

イ 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

(6) 法人にあっては役員、その他の団体にあっては団体を代表する者が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を取り消された日に当該法人又はその他の団体の役員又は団体を代表する地位にあり、かつ、当該日から2年を経過していない者に該当しない者であることを宣誓する書面

（事業報告書）

第4条 条例第4条に規定する事業報告書には、次の各号に掲げる内容を備えていなければならない。

- (1) 管理運営業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用料金の収入の実績
- (3) 管理運営に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理の実態を把握するために町長が必要と認める事項

（審議会の組織）

第5条 条例第10条に規定する鶴田町公の施設指定管理者選定審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（審議会の会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第2号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成17年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年規則第3号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

指定管理者の指定に係る申請書

年 月 日

鶴田町長 殿

申請者

住 所  
名 称  
代表者氏名  
(電話番号)

鶴田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鶴田町条例第2号）第2条の規定に基づき、次のとおり申請します。

指定を受けようとする公の施設の名称	
添付書類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 鶴田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鶴田町規則第6号。以下「規則」という。）第3条第2項に規定する事業計画書</li><li>2 法人にあっては定款又は寄付行為、その他の団体にあっては定款又は寄付行為に準ずる書面</li><li>3 法人にあっては登記事項証明書、その他の団体にあっては登記事項証明書に準ずる書面</li><li>4 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書</li><li>5 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類</li><li>6 規則第3条第3項第5号に規定する宣誓書面</li><li>7 規則第3条第3項第6号に規定する宣誓書面</li></ol>